

増える「民事信託」

認知症に対応

任意後見制度の代替策

黒田泰さんは、経営コンサルティング会社、行政書士法人、司法書士法人、一般社団法人いきいきライフ協会の4法人からなるオーシャングループ(横浜市)の代表である。最近、注目をあびている民事信託について話を聞いた。



オーシャングループ
黒田泰代表

——民事信託とは何ですか。

黒田 民事信託は、2007年に施行された「信託法」に基づく制度です。従来の相続・遺言など民法によらない自由な財産管理・遺産承継が出来るようになったことから、注目されるようになってきました。

民事信託の中でもここ数年で特に増えているのは、認知症対策のための信託です。自分が所有する不動産を、将来自分が認知症になったとしても売却して



▲セミナーで講演する黒田代表

高齢者施設に入居するための費用として使えるように、任意後見制度の代替手段として信託契約する人が増えています。

——任意後見制度とは、どう違うのですか。

黒田 任意後見制度では、認知症になると、契約に基づいて自

分が指定した人が任意後見人になります。後見人に指名された子供が、親の不動産を売却して高齢者施設に入居させるには、家庭裁判所(以下、家裁)の許可が必要です。しかし、家裁が許可しない場合もあります。

例えば、父親の不動産が2000万円、現金が1000万円、年金が月々15万あり、子供が不動産を売却して、父親を月々25万〜30万円の有料老人ホームに入居させようと家裁に申請したとしましょう。後見制度の主旨は、本人の最低限の安心・安全の生活を確保することですから、家裁は、現金が1000万円、年金が月々15万円あるなら入居できる高齢者施設はあると判断し、不動産を売却することを許可しない、ということもあるのです。

これに対し民事信託では、父親の不動産は父親のために使う

ことを目的に、子供に不動産の管理・処分を委託する契約にすることで、父親が認知症になった場合にも、子供が信託契約に基づいて不動産を売却して高齢者施設入居費を捻出することができます。この場合、家裁の許可は必要としません。

——任意後見契約と比べて、費用はどうなりますか。

黒田 民事信託は、契約書作成や登記申請など専門家への委託料は40万円からです。任意後見契約は、15万〜20万円です。で、費用は民事信託が倍くらいになります。しかし、任意後見契約が発動される時には、後見監督人が必要となります。後見監督人への報酬の相場は、年間30万円程度。10年間で300万円、20年間で600万円となります。後見監督人報酬を含めて比較すると、民事信託の方が費用は安く済みます。